見直し前に課題を洗い出し

外的要因や取扱品目の物性も考慮

小電リサイクル法施行から5年

環境省／経済産業省

環境省と経済産業省は3月28日、都内で中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度および使用済み製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会と、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電リサイクルWGの合同会合（中村崇座長）を開催した。2013年4月の小型家電リサイクル法施行から5年が経ち、制度の見直しを図る際に考えるべき事項について活発な意見交換を行った。

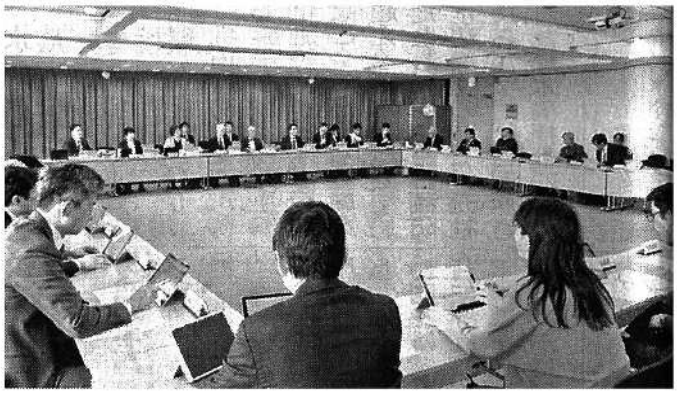

小電リサイクル法の改善につなげる

会合ではさまざまな意見が出たが、その中でも▽アンケート調査における人口過密地域の意識調査や回収率の引き上げに必要な事項の検討▽同法が重視するものや制度的な位置付けの見直し▽時代に即した体制の変化と維持継続性のあるスキームとして必要なコストの認識――などに内容が集中していた。

17年末から続く中国の固体廃棄物輸入規制によるプラスチックの再資源化構造や回収物に期待できる資源の種類・量の変化、昨今の小型家電に多く含まれるリチウムイオンバッテリーによる火事の頻発など、制度や再資源化事業と密接に関係する留意事項についても触れた。

同法の啓発に貢献していた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会で授与されるメダル5000個の製造に必要な量にめどが立ったとして、3月31日で期間を終了した。期間が終わった後も協力していた事業者と連携し、小型家電リサイクルのスキームとして機能させ続ける狙いだという。

今後は認定事業者等の関係者にヒアリングを行い、合同会合を複数回にわたって実施する。その後、報告書を取りまとめる予定だ。

中村座長は「さまざまな事業者が参画できた5年間の初動期間が終わり、同法は転換期を迎えている。現在や今後において問題となっているものに対応していくために、個別のリサイクル法とそれぞれが管轄する部門で連携を図らなければいけない時が来ている」と述べた。

平成31年4月15日
週刊循環経済新聞